

令和4年1月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第 1号)

第2期久喜市教育振興基本計画実施計画(案)に係る新旧対照表・・・ 1

(議案第 2号)

久喜市教育委員会公印規程の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・ 2

久喜市共同学校事務室運営規程の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・ 5

(議案第 3号)

久喜市立小・中学校通学区域に関する規則の一部改正に伴う新旧
対照表・・・・・・・・・ 6

(議案第 4号)

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部
改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・・ 9



第2期久喜市教育振興基本計画 令和4(2022)年度実施計画(案)
〔修正等箇所新旧対照表〕最終校正

No	新(議案)		旧(協議素案)		備考 (修正等理由)
	連番	修正箇所	連番	修正箇所	
1	145	● 取組みの概要 安全で安心できる学習環境を確保するため、_____教室に空調設備_____を設置します。	145	● 取組みの概要 安全で安心できる学習環境を確保するため、 <u>学級増の教室</u> に空調設備工事を実施します。	文言の修正 「学級増の」, 「工事」を削除 「実施」→「設置」
2	150	● 取組みの概要 活用及び操作方法的 <u>指導_____</u> を行います。	150	● 取組みの概要 活用及び操作方法的の <u>研修や説明</u> を行います。	文言の修正 「研修や説明」→「指導」
3	169 170 175 ~ 179 202 ~ 209 211 ~ 214	● 予算上の事業名【事業費：千円】 会計年度任用職員給与費(社会教育指導員) 【11,064】	169 170 175 ~ 179 202 ~ 209 211 ~ 214	● 予算上の事業名【事業費：千円】 会計年度任用職員給与費(社会教育指導員) 【11,062】 【11,064】	予算額の修正 【11,062】 →【11,064】






久喜市教育委員会公印規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）	現行訓令（旧）
<p>(公印の名称等)</p> <p>第2条 公印の名称、寸法、ひな形、使用区分及び保管者は、別表のとおりとする。</p> <p>(公印の新調、改刻又は廃止)</p> <p>第3条 略</p> <p>(休校中の公印の保管者等)</p> <p>第4条 久喜市立小学校及び久喜市立中学校（以下「学校」という。）が休校する場合には、当該休校する期間における当該学校の学校印及び学校長印の保管者は、第2条の規定にかかわらず、久喜市教育委員会教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）とする。</p> <p>2 休校となる学校の学校印及び学校長印の保管者は、休校に併せて、速やかに教育総務課長に当該公印を引き継がなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第5条 この訓令に定めるもののほか、公印の保管その他の公印に関し必要事項は、久喜市公印規則（平成22年久喜市規則第13号）を準用する。</p> <p>この場合において、同規則中「総務部庶務課長（以下「庶務課長」という。）」とあるのは「教育委員会教育総務課長（以下「教育総務課長」という。））」と、「庶務課長」とあるのは「教育総務課長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(公印の名称等)</p> <p>第2条 公印の名称、寸法、ひな形、使用区分及び保管者は、別表のとおりとする。</p> <p>(公印の新調、改刻又は廃止)</p> <p>第3条 略</p>
<p>2 休校となる学校の学校印及び学校長印の保管者は、休校に併せて、速やかに教育総務課長に当該公印を引き継がなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第5条 この訓令に定めるもののほか、公印の保管その他の公印に関し必要事項は、久喜市公印規則（平成22年久喜市規則第13号）を準用する。</p> <p>この場合において、同規則中「総務部庶務課長（以下「庶務課長」という。）」とあるのは「教育委員会教育総務課長（以下「教育総務課長」という。））」と、「庶務課長」とあるのは「教育総務課長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(公印の保管等)</p> <p>第4条 この訓令に定めるもののほか、公印の保管その他の公印に関し必要事項は、久喜市公印規則（平成22年久喜市規則第13号）の例による。</p> <p>この場合において、同規則中「総務部庶務課長（以下「庶務課長」という。））」とあるのは「教育委員会教育総務課長（以下「教育総務課長」という。））」と、「庶務課長」とあるのは「教育総務課長」と読み替えるものとする。</p>

別表(第2条関係)

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	保管者
埼玉県久喜市教育委員会印	方24		教育委員会 名をもって 発する文書	教育総務課 長
埼玉県久喜市教育委員会教育長印～埼玉県久喜市立菫蒲中学校印(略)				
埼玉県久喜市立菫蒲中学校校長印	方21		菫蒲中学校 長名をもつて 発する文書	菫蒲中学校 長

別表(第2条関係)

公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	保管者
埼玉県久喜市教育委員会印	方24		教育委員会 名をもって 発する文書	教育総務課 長
埼玉県久喜市教育委員会教育長印～埼玉県久喜市立菫蒲中学校印(略)				
埼玉県久喜市立菫蒲中学校校長印	方21		菫蒲中学校 長名をもつて 発する文書	菫蒲中学校 長
埼玉県久喜市立菫蒲南中学校印	方24		菫蒲南中学 校名をもつて 発する文書	菫蒲南中学 校長
埼玉県久喜市立菫蒲南中学校印	方60		卒業証書用	菫蒲南中学 校長
埼玉県久喜市立菫蒲南中学校校長印	方21		菫蒲南中学 校長名をもつて 発する文書	菫蒲南中学 校長

埼玉県久喜市立栗方 橋東中学校印	方24	埼玉県久喜市立栗橋東 中学校印	栗橋東中学校 校名をもつて 発する文書	栗橋東中学校 校長
埼玉県久喜市立栗方 橋東中学校印	方24	埼玉県久喜市立栗橋東 中学校印	栗橋東中学校 校名をもつて 発する文書	栗橋東中学校 校長

久喜市共同学校事務室運営規程の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する訓令（案）		現行訓令（旧）	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
共同学校事務室名	構成する小学校及び中学校	共同学校事務室名	構成する小学校及び中学校
太東中学校区共同学校事務室	略	太東中学校区共同学校事務室	略
菑蒲中学校区共同学校事務室	菑蒲小学校 小林小学校	菑蒲中学校区共同学校事務室	菑蒲小学校 三箇小学校
	三箇小学校		菑蒲東小学校
	栢間小学校		菑蒲中学校
	菑蒲東小学校	菑蒲南中学校区共同学校事務室	小林小学校
	菑蒲中学校		栢間小学校
			菑蒲南中学校
栗橋東中学校・栗橋西中学校区共同学校事務室	略	栗橋東中学校・栗橋西中学校区共同学校事務室	略

久喜市立小・中学校通学区区域に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表 1 (栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日施行)

一部を改正する規則(案)

別表第1(第2条関係)		通学区区域	
地区	学校名		
略	略	略	
栗橋地区	久喜市立栗橋西小学校	松永1丁目、松永(栗橋小学校通学区区域を除く。)、 間鎌、佐間、高柳及び島川	
略	略	略	
久喜市立栗橋小学校	久喜市立栗橋小学校	栗橋北1丁目、栗橋北2丁目、栗橋中央1丁目、栗橋中央2丁目、栗橋東1丁目、栗橋東2丁目、栗橋東3丁目、栗橋東4丁目、栗橋東5丁目、栗橋東6丁目(栗橋南小学校通学区区域を除く。)、松永の一部、緑1丁目、栗橋、伊坂、伊坂北1丁目、伊坂北2丁目、伊坂中央1丁目、伊坂中央2丁目、伊坂南1丁目、伊坂南2丁目及び伊坂南3丁目	
略	略	略	

備考 略

別表第2(第3条関係)

地区	学校名	通学区区域	
略	略	略	
栗橋地区	久喜市立栗橋東中学校	栗橋北1丁目、栗橋北2丁目、栗橋中央1丁目、栗橋中央2丁目、栗橋東1丁目、栗橋東2丁目、栗橋東3丁目	

現行規則(旧)

別表第1(第2条関係)		通学区区域	
地区	学校名		
略	略	略	
栗橋地区	久喜市立栗橋西小学校	伊坂の一部、松永(栗橋小学校通学区区域を除く。)、 間鎌、佐間、高柳及び島川	
略	略	略	
久喜市立栗橋小学校	久喜市立栗橋小学校	栗橋北1丁目、栗橋北2丁目、栗橋中央1丁目、栗橋中央2丁目、栗橋東1丁目、栗橋東2丁目、栗橋東3丁目、栗橋東4丁目、栗橋東5丁目、栗橋東6丁目(栗橋南小学校通学区区域を除く。)、松永の一部、緑1丁目、栗橋及び伊坂(栗橋西小学校通学区区域を除く。)	
略	略	略	

備考 略

別表第2(第3条関係)

地区	学校名	通学区区域	
略	略	略	
栗橋地区	久喜市立栗橋東中学校	栗橋北1丁目、栗橋北2丁目、栗橋中央1丁目、栗橋中央2丁目、栗橋東1丁目、栗橋東2丁目、栗橋東3丁目	

<p>丁目、栗橋東4丁目、栗橋東5丁目、栗橋東6丁目、栗橋1丁目、栗橋、伊坂(栗橋西中学校通学区を除く。)、松永の一部、小右衛門、中里、南栗橋1丁目、南栗橋2丁目、南栗橋3丁目、南栗橋4丁目及び南栗橋5丁目</p>	<p>久喜市立栗橋西中学校</p>	<p>略</p>
<p>丁目、栗橋東4丁目、栗橋東5丁目、栗橋東6丁目、栗橋1丁目、栗橋、伊坂(栗橋東中学校通学区を除く。)、間鎌、佐間、高柳、島川、北広島、河原代、新井、狐塚、南栗橋6丁目、南栗橋7丁目、南栗橋8丁目、南栗橋9丁目、南栗橋10丁目、南栗橋11丁目及び南栗橋12丁目</p>	<p>久喜市立栗橋西中学校</p>	<p>略</p>

久喜市立小・中学校通学区に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表2（令和4年4月1日施行）

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）																								
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2・3 略 (通学区域に関する特例措置)</p> <p>4 当分の間、別表第1に定める学区のうち、上内小学校の学区に住所を有する児童については、<u>同表の規定にかかわらず、鷲宮小学校に通学するものとする。</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2・3 略</p>																								
<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>菫蒲地区</td> <td>久喜市立菫蒲中学校</td> <td>菫蒲小学校・三箇小学校、栢間小学校及び菫蒲東小学校の通学区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	地区	学校名	通学区域	略	略	略	菫蒲地区	久喜市立菫蒲中学校	菫蒲小学校・三箇小学校、栢間小学校及び菫蒲東小学校の通学区域	略	略	略	<p>別表第2(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>菫蒲地区</td> <td>久喜市立菫蒲中学校</td> <td>菫蒲小学校・三箇小学校・菫蒲東小学校の通学区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	地区	学校名	通学区域	略	略	略	菫蒲地区	久喜市立菫蒲中学校	菫蒲小学校・三箇小学校・菫蒲東小学校の通学区域	略	略	略
地区	学校名	通学区域																							
略	略	略																							
菫蒲地区	久喜市立菫蒲中学校	菫蒲小学校・三箇小学校、栢間小学校及び菫蒲東小学校の通学区域																							
略	略	略																							
地区	学校名	通学区域																							
略	略	略																							
菫蒲地区	久喜市立菫蒲中学校	菫蒲小学校・三箇小学校・菫蒲東小学校の通学区域																							
略	略	略																							

久喜市立小・中学校における学校運営協議会に関する規則の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(委員の委嘱)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき久喜市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第8条 協議会の委員は10人(休校その他の事由により教育委員会が特に必要であると認める場合にあつては、20人)以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者</p> <p>(2) 対象学校の通学区域内の住民</p> <p>(3) 対象学校の運営に資する活動を行うもの</p> <p>(4) 対象学校の校長</p> <p>(5) 対象学校の教職員</p> <p>(6) 学識経験者</p> <p>(7) 関係行政機関の職員</p> <p>(8) その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(委員の委嘱)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6の規定に基づき久喜市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第8条 協議会の委員は10名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者</p> <p>(2) 対象学校の通学区域内の住民</p> <p>(3) 対象学校の運営に資する活動を行うもの</p> <p>(4) 対象学校の校長</p> <p>(5) 対象学校の教職員</p> <p>(6) 学識経験者</p> <p>(7) 関係行政機関の職員</p> <p>(8) その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

